

答申第 1 号

令和8年5月8日

嵐山町教育委員会 様

嵐山町情報公開・個人情報保護審査会

会 長 澤 野 和 博

諮問（諮問1号）について（答申）

令和7年10月22日付け嵐教委発第1135号でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

## 1 審査会の結論

嵐山町教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和7年4月28日付け嵐教委収第459号・嵐教委収第460号をもって行った保有個人情報の存否を明らかにすることなく開示をしない旨の決定をした処分は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨及び経過

### （1）審査請求の趣旨

審査請求人は、実施機関が令和7年4月28日付け嵐教委収第459号・嵐教委収第460号をもって行った保有個人情報の存否を明らかにすることなく開示をしない旨の決定をした処分（以下「本件処分」という。）を撤回し、開示することを求めた。

### （2）審査請求に至る経過

- ① 審査請求人は、令和7年4月11日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づ

き、審査請求人の二女の「成績通知表・健康診断結果・令和6,7年度家庭状況調査票・保健調査票・学齢簿・学校生活管理指導表・令和6年4月1日～令和7年4月15日までの出席簿・部活動写真・部活動の名簿・令和7年度年間行事予定・令和6,7年度学級通信・入学式の記録（写真・次第）・令和6,7年度クラス写真・学校行事の写真」及び長男の「成績通知表・健康診断結果・令和6,7年度家庭状況調査票・保健調査票・学齢簿・令和6,7年度学級通信・令和6年4月1日～令和7年4月15日までの出席簿・学校生活管理指導表・令和6,7年度学童保育通信・令和6,7年度クラス写真・学校行事の写真・学童保育名簿・学童保育の写真・令和7年度年間行事予定」について保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求を行った。

- ② 実施機関は、本件開示請求は、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる恐れがあるため、個人情報の保護に関する法律第81条の規定に基づき、これを拒否するとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書を令和7年4月28日付けで審査請求人に通知した。
- ③ 審査請求人は、処分庁が行った本件処分についてこれを不服として実施機関に対し令和7年6月9日に審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張を、令和7年6月9日付け審査請求書、令和7年8月5日付け反論書、令和7年10月2日の実施機関における口頭意見陳述及び令和7年12月17日付け主張書面から要約すると次のとおりである。

- (1) 本件保有個人情報を開示することについて、個人情報の保護に関する法律第78条のいずれの条文においても不開示情報にはあたらず、本件処分は、根拠がなく違法である。
- (2) 子供2名の在籍や住所、通称名を把握している審査請求人に対し、処分庁が隠ぺいをし、本件処分をしたことは、個人情報保護に関する法律第78条、

教育基本法第 10 条第 2 項、学校教育法第 16 条に違反しているだけでなく、子ども 2 名の父母から愛される権利及び審査請求人の親権を侵害しており、重大な人権侵害である。また、情報の存否を秘匿すべき合理性は認められない。

(3) 弁明書には手続きの適法性は記載されているが、本件不開示決定処分に関する判断の根拠が示されていない。判断の適法性が争われている本件において、処分の根拠が違法であるとの審査請求人の主張が認められるべきである。子供 2 名の母は、両名を埼玉県内に誘拐した等として未成年者誘拐の容疑で警察から捜査を受けている容疑者であり、審査請求人を無視し、容疑者の一方的な主張をもとに処分を行っていることは法の下での平等に反するだけでなく、町をあげて子供 2 名の母を支援する嵐山町の姿勢は行政機関として極めて不適切である。

(4) 処分庁は、学校関係の情報は子どもたちを通じて提供している旨説明しているが、個人懇談等についても、法定代理人には案内がなされておらず、面談の機会も一切設けられていないことから、本件の具体的状況を踏まえたものとはいえ、法定代理人への情報提供義務を果たしているとは評価できない。親権関係、居住実態、被害者性が未確定であるうえ、児童虐待が疑われる状況において、法定代理人に対し学校情報の存否すら明らかにしない対応は、個人情報保護法第 81 条の趣旨である「権利利害侵害のおそれ」に照らしても、必要最小限度を超える過剰な措置である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を、令和 7 年 7 月 10 日付けの弁明書及び令和 7 年 12 月 25 日の当審査会における意見聴取から要約すると次のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る保有個人情報とは、保有する情報の性質上、存在するかどうかを明らかにすること自体が、特定の個人の権利利益を不当に侵害し、生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、個人情報保護に関する法律第 81 条の規定により、存否を明らかにしないで当該請求を拒否する

必要があると判断し、本件処分を行ったものである。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件請求の対象とされた保有個人情報、成績通知表や学齢簿等に関するものである。これらの情報には、未成年者本人の居所および在籍に関する情報が含まれており、現在の生活状況を具体的に示すものである。その取扱いによっては、未成年者本人の生活の平穩を害し、安全を脅かすなど、その利益を損なうおそれがあるため、開示については、極めて慎重な取扱いが求められる性質のものと言える。
- (2) 本件請求は、法定代理人によって行われたものであるが、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）における法定代理人による開示請求制度の趣旨は、あくまでも 未成年者本人の権利利益の保護を補完する点にある。したがって、開示の是非については、形式的な代理権の有無のみならず、未成年者本人の最善の利益の観点から、開示によって未成年者本人の生活環境や安全が損なわれるおそれがないか、あるいは法定代理人と未成年者本人の間に実質的な利益相反が生じていないかといった点を考慮し、個別具体的に判断すべきものである。
- (3) 本件において、実施機関は、本件保有個人情報の存否を明らかにすることなく、第 81 条の規定により本件処分を行った。

本来、開示請求に対しては存否を明らかにするのが原則であるが、情報の性質によっては、情報の存在自体を認めることが結果として、不開示情報を開示することと同等の事態を招く場合がある。法においては、このような場合に、保有情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できると規定している。
- (4) なお、審査請求人は、未成年者の居所、通学先について既に把握している旨を主張しているが、その真否が不明であるだけでなく、その主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。
- (5) したがって、実施機関が、本件保有個人情報の存否を明らかにすることなく開示しない旨の処分を行ったことは妥当である。

以上により、実施機関が本件保有個人情報について行った開示しない旨の決定の処分について「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年10月22日	実施機関から諮問書を受付
令和7年12月25日	審議
令和8年 3月27日	審議・答申の検討
令和8年 5月 8日	答申

#### 7 嵐山町情報公開・個人情報保護審査会委員

職	氏 名
会 長	澤 野 和 博
副 会 長	山 下 茂
委 員	大 野 敏 行
委 員	狛 守 和 子
委 員	青 木 美 恵 子